

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

❑ 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化することを目的に、新たな通園制度として児童福祉法に「乳児等通園支援事業（遊びと生活の場の提供、保護者との面談や援助等を行う事業）」として規定（R7.4.1施行）され、令和8年度から全ての自治体で子ども・子育て支援法に基づく「給付制度」として実施するもの。

❑ 事業の利用について

利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
利用可能時間	こども1人あたり月10時間を上限 (令和8年度・9年度は 利用可能時間が月3時間以上でも可とする経過措置 あり)
利用方法	保護者が市へ利用申請を行い、利用者として認定された後、 こども誰でも通園制度総合支援システム で施設に直接予約を行う。初めて利用する事業所では事前面談を実施。
利用料金	各施設で設定（R7標準額：300円程度／時間）

❑ 事業の実施方法について

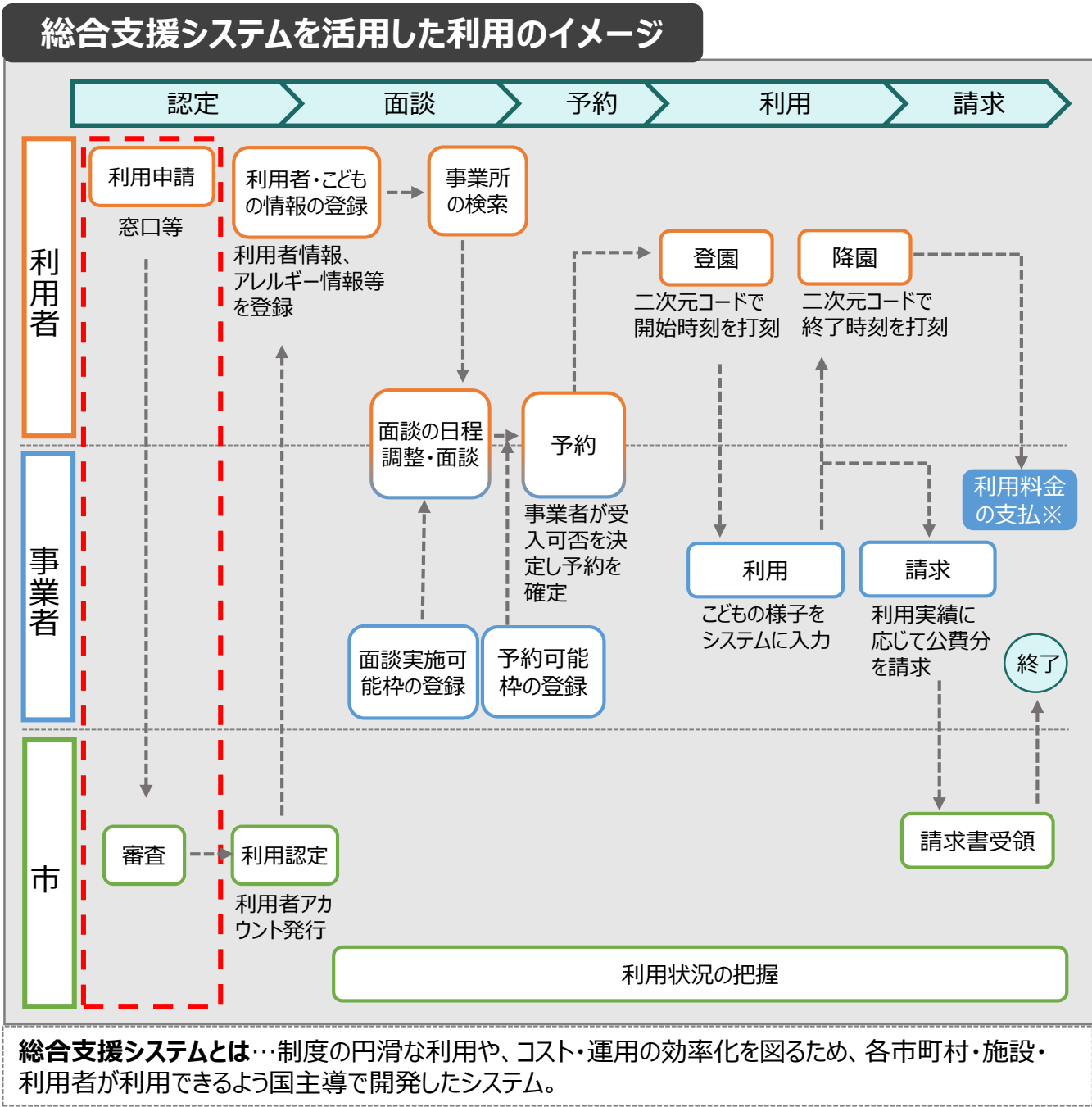
実施場所	<u>市が認可する事業所、または市が直接実施</u> (主な想定施設) 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
開所日数・時間	各施設で開所日数や曜日、時間帯を設定
実施方式	①一般型：施設の利用定員とは別に定員を設け、受入れを行う。 (在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施) ②余裕活用型：保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う。
面積基準	①一般型：0～1歳児…乳児室1.65㎡以上/人、ほふく室3.3㎡以上/人 2歳児…保育室1.98㎡以上/人 ②余裕活用型：保育所等の基準による。
職員配置	①一般型：0歳児…こども3人に対し保育従事者1人以上 1～2歳児…こども6人に対し保育従事者1人以上 なお、従事者の半数以上が保育士、配置する従事者が2人を下回らないこと(※) ※一体的に運営する保育所等から支援を受けることができ、専任の保育士を配置する場合、1人でも可 ②余裕活用型：保育所等の基準による。
補助（給付）基準額	令和7年度（財源：国3/4、市1/4） 0歳児：1,300円/時間、1歳児：1,100円/時間、2歳児：900円/時間 ※令和8年度の給付単価は未定（財源：国3/4、県1/8、市1/8）

❑ 実施に向けたスケジュール



実施 機関	令和 6 年度			令和 7 年度												令和 8 年度		
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
国	●認可基準等の内閣府令公布											●確認基準等の内閣府令公布						
			●実施に関する手引発出												●公定価格告示			
			●総合支援システム運用開始															
市			●こども・若者計画（R7～R11）策定					●乳児等通園支援事業の数値目標設定（※）								●事業開始		
									●設備および運営基準条例の制定			●確認基準条例の制定						
								公立実施モデル施設選定 私立実施施設調整						●認可・確認手続き				
															●利用申請受付開始			

※こども・若者計画において、乳児等通園支援事業の実施を定めているが、計画期間の量の見込みおよび確保方策については、令和7年度中にあらためて設定を行うこととしている。



総合支援システムとは…制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、各市町村・施設・利用者が利用できるよう国主導で開発したシステム。

は、R7の総合支援システム範囲外であるが、R8年度以降の機能改修において、実装を検討中

※ 利用料金の支払については、システムの機能にないため、利用者・事業者間で行われる。

乳児等通園支援事業の数値目標（量の見込み・確保方策）設定（案）について

■ 子ども・子育て支援法に基づき、草津市こども・若者計画（令和7～11年度）に、乳児等通園支援事業の数値目標の設定が必要。



【本市の現状と数値目標の設定に対する考え方】

（１）本市の現状

- ・保育ニーズが上昇傾向にあり、**待機児童解消が急務である。**
- ・乳児等通園支援事業の安定した受け皿整備のため、一般型（利用定員外）での確保策を講じる必要があるが、その実施には**保育士および施設の確保が必要である。**

（２）数値目標の設定に対する考え方

- ・待機児童対策を優先するため、**令和8年度・9年度は経過措置を用いて、こども1人あたりの利用可能時間を3時間／月とする。**
- ・令和6年度試行的事業の他市事例においては利用割合が低い状況も見られることを考慮し、**量の見込み算出には市独自の利用割合を乗じて算出する。**

□ 量の見込み（案） ～国の算定方法に基づく算出～

①受入時間数 未就園児数（※1）×**利用割合**（※2）×月一定時間（※3）

（※1）未就園児数（R7.3策定 草津市こども・若者計画より）

年齢区分	R8	R9	R10	R11
0歳児	277人	269人	266人	263人
1歳児	313人	294人	272人	256人
2歳児	309人	269人	251人	230人
計	899人	832人	789人	749人

0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
※「就学前児童数」から「保育所等利用者数見込」を差し引いた人数
※R8をピークに減少傾向の見込

（※2）利用割合（R6.3 子育て支援に関するニーズ調査より）

Q38 「こども誰でも通園制度」の利用希望	母数 (n)	利用 したい	しいど たえち いばら 利か 用と	しいど たえち くばら な利 か 用と	な利 用 した く	無 回 答
子 年 ど の 0歳児	90	31.1%	36.7%	13.3%	11.1%	7.8%
1歳児	103	33.0%	25.2%	16.5%	16.5%	8.7%
2歳児	124	33.9%	26.6%	11.3%	15.3%	12.9%

ニーズ調査の結果から、「利用したい」の回答割合（0-2歳児保護者の回答平均）**32.7%**を用いて算出

（※3）こども1人あたり10時間/月（R8、R9は3時間/月）

（算出方法） 未就園児数277人 × 利用割合32.7% ÷ 利用者数91人(切上げ)
R8：0歳児の場合 →利用者数91人 × 3時間/月 = 受入時間数273時間/月…①

②利用定員数 受入時間数÷定員一人1月当たりの受入可能時間数（※4）

（※4）月176時間（8時間×22日）を基本とする。

（算出方法） 受入時間数273時間/月…① ÷ 176時間 ÷ 利用定員数2人(切上げ)
R8：0歳児の場合

数値目標（量の見込み・確保方策）（案）

3時間/月
で算定

10時間/月
で算定

区分			単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				目標値			
量の 見込み	受入時間数	0歳児	時間/月	273	264	870	870
		1歳児	時間/月	309	291	890	840
		2歳児	時間/月	306	264	830	760
		計	時間/月	888	819	2,590	2,470
	利用定員数	0歳児	人	2	2	5	5
		1歳児	人	2	2	6	5
		2歳児	人	2	2	5	5
		計	人	6	6	16	15
確保 方策	受入時間数	0歳児	時間/月	271	284	890	927
		1歳児	時間/月	307	311	910	902
		2歳児	時間/月	302	285	840	811
		計	時間/月	880	880	2,640	2,640
	利用定員数	0歳児	人	2	2	6	6
		1歳児	人	2	2	6	6
		2歳児	人	2	2	5	5
		計	人	6	6	17	17

□ 確保方策（案）

- （考え方）
- ・**待機児童対策を優先しながら、既存施設を活用して、量の見込みに見合った事業量の確保を目指す。**
 - ・数値目標については、R8,R9の利用状況等を検証しながら、令和9年度に**中間見直しを行う。**
 - ・公立施設については、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センターから、待機児童対策に影響の少ない施設で実施する方向性で検討する。
 - ・民間施設については、既存施設での事業の実施に向けて働きかけていく。

（算出方法）**受入時間数**：1日4時間×月22日×受入人数（※）
※各年度の量の見込みに見合った受入人数を設定
利用定員数：受入時間数を月176時間（8時間×22日）で除して算出。